

各 { 都道府県 }
 { 指定都市 } 保育主管部(局) 御中

こども家庭庁成育局成育基盤企画課

保育士特定登録取消者管理システム施設・事業者向け説明会について

保育施策の推進につきまして、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律第66号」により、
児童生徒性暴力等を行った保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格管
理が厳格化されました。

改正後の児童福祉法第18条の20の4において、

- ・国は児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者等（特定登録取消者）の情報に係るデータベースを整備すること、
- ・都道府県知事は当該情報をデータベースに迅速に記録すること、
- ・保育士を任命し、又は雇用する者は、保育士を任命し、又は雇用しようとするときはデータベースを活用すること、

等が定められています。

これらを踏まえ、現在、こども家庭庁においては、令和6年4月1日からの本格運用に向けて、「保育士特定登録取消者管理システム」（以下、「システム」という。）の構築を進めているところです。

当該システムについては、昨年12月22日に自治体向け説明会を実施したところですが、今回、実際にシステムを活用することとなる施設・事業者向けに、別紙のとおり説明会を開催いたします。

つきましては、本事務連絡についてご了知のうえ、管内の認可保育所及び幼保連携型認定こども園の各施設に周知いただき、施設長及び採用責任者に説明会参加のご案内をよろしくお願いいたします。

なお、アーカイブ配信も行いますので、ご参加が難しい場合には後日でもご視聴いただくことが可能です。

※今回の説明会は、先行してシステムの利用登録手続きをお願いする予定となっている認可保育所及び幼保連携型認定こども園を対象とした説明会となりますが、法施行後、保育士を任命・雇用する予定のあるその他の施設・事業者の方もご視聴いただいて差支えありません。また今後、認可保育所及び幼保連携型認定こども園以外でシステムの利用登録をお願いすることとなる施設等に対しては、対象施設等の範囲が固まり次第、別途、説明会を開催する予定です。

※なお、石川県をはじめ被災された自治体に所在する施設に置かれましては、被災状況等を考慮の上、後日改めてシステム利用の手続き等につきご連絡する予定です。対象となる施設等に対しても、必要に応じ、この旨ご連絡をお願いいたします。

担 当：こども家庭庁成育局成育基盤企画課
保育士対策係

連絡先：03-6861-0058

E-mail：seikukiban.hoikushitaisaku@cfa.go.jp

(別紙)

保育士特定登録取消者管理システム説明会
(認可保育所・幼保連携型認定こども園向け)

【日時】

令和6年1月19日(金) 13時30分～14時30分

【開催方法】

Youtubeによる配信

URL : <https://youtube.com/live/WrQ7aSvYbi0>

※回線数による制限はありません。

※当面の間アーカイブ配信を予定しています。

【資料】

上記URLに、説明会開催時刻までにアップロード予定。

【対象者】

認可保育所・幼保連携型認定こども園 施設長様・採用責任者様など

【内容】

- ・ 保育士特定登録取消者管理システムの概要説明
- ・ データベースを利用するまでの準備
- ・ 対象施設におけるデータベース検索について
- ・ その他、データベースに関する事項について

【その他】

- ・ 質疑応答については、開催後、ウェブフォームでご登録いただき、後日F&Qなどをおして回答とする方法とさせていただきます予定です。
(質問受付は1月31日(水)までとさせていただきます。)
- ・ なお、今回の説明会は、認可保育所および幼保連携型認定こども園を対象としており、他の対象施設向けの説明会は別途、開催を予定しておりますので、ご承知おきください。(他施設の方がご覧いただくことは差し支えありません)